

【医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入】

1. 持分の定めのある社団医療法人は出資者の個人財産が保全され、脱退時や解散時にはその増価分も含めて出資者に分配されることが保証されているという意味では、寄付に基づく社会福祉法人等の非営利法人とは異なり、その組織形態としては営利法人と何ら変わりはないと考える。この点、貴省は、「将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するため、これらの法人の要件緩和や出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の制度化を図っている」（当会議「中間とりまとめ」（平成16年8月）別紙1、5頁）としているが、下記の指摘を踏まえ、改めて貴省の見解を示されたい。

当会議の見解（当会議「中間とりまとめ」別紙1、5頁）

持分の定めのある社団医療法人が増加する一方で、持分の定めのない社団医療法人は医療法人全体の1%未満にとどまっている。このような事実と個人の財産権に拘る医療法人の経営者のニーズを踏まえると、医療法人全体を持分の定めのない医療法人に移行させることが、医療法人の経営の安定性を維持するための唯一の政策とは考えられない。持分の定めのない医療法人に移行させる施策は、過去の出資額を超える資産増加部分に関する個人の財産権の放棄を迫る措置であって、多くの医療法人経営者の意思に反するものであり、実効性をもたないと想定される。

2. 貴省は、株式会社が持分のある社団医療法人に出資することは認められているが、社員の地位を得ることは認められないという見解を示されているが、それは法令に根拠を置くものではなく、法的には何ら拘束力がないと考える。この点、貴省は、開設許可を与えないことができる旨規定する医療法第7条第5項をはじめとする医療法に規定されている医療の非営利原則、および同原則に則った課長回答を根拠として挙げているが（当会議「中間とりまとめ」別紙1、6頁）下記の指摘を踏まえ、改めて貴省の見解を示されたい。

〔当会議の見解（当会議「中間とりまとめ」別紙1、6頁）

・そもそも「開設許可を与えないことができる」という法律の規定を、「与えてはならない」と禁止する根拠とすることはできない。特定の者に対してなされた「課長回答」をもって、「国民の権利」一般を制限する行為は、「行政手続法」に照らせば、「拘束力を持たない行政指導」にさえ当たらない。

3. 持分のある社団医療法人への出資者がその出資額に応じて社員総会における議決権を有することは、医療法第 68 条で準用されている民法第 65 条第 3 項に基づき、定款でその旨規定すれば本来可能なはずである。これに対し、貴省は、民法の公益法人の実務を引き合いに局長通知を根拠として挙げているが（当会議「中間とりまとめ」別紙 1、6 頁）下記の指摘を踏まえ、改めて貴省の見解を示されたい。

〔当会議の見解（当会議「中間とりまとめ」別紙 1、6 頁）

医療法第 68 条で準用されている民法第 65 条第 3 項に基づき、医療法人についても、定款により議決権に差を設けることが本来認められているはずである。左記通知は、根拠の説明に公益法人協会の「理論と実務」を引用しなければならない。正にそのこと自体、法的根拠がないことの証左である。

4. 医療法人が他の医療法人を買収することは可能か。医療法人が他の医療法人に出資することを禁止する法的な根拠として、医療法人の剰余金の配当を禁止した医療法第 54 条を挙げているが（当会議「中間とりまとめ」別紙 1、6 頁）何故、他の医療法人への出資が剰余金の配当にあたるのか、また、医療法人間の合併が認められている中で何故出資が禁止されているのか、改めて貴省の見解を示されたい。

【主体規制から行為規制へ】

1. 公的病院と医療法人との間には公的支援面で大きな格差が生じているが、多様な経営形態の医療機関が対等な立場で競争することにより、質の良い医療を提供している医療機関が正当に評価され報われるような環境を整備する必要があると考えるが、貴省の見解を示されたい。
2. これまでの営利・非営利といった医療機関の主体による参入規制を超え、経営主体にかかわらず、医療機関の行為自体に対する規制により、患者の立場に立った医療の質の向上を促す施策が必要と考えるが、貴省の見解を示されたい。
3. 医療における行為規制の代表的なものとして、医師法第 19 条が規定する「応召義務」があるが、具体的にどのような方法でそれが担保されているのか、説明されたい。これまでどのような場合にこの応召義務違反が報告されているか。その具体的な内容と件数を示されたい。

【構造改革特区における株式会社の医療への参入】

1. 本年 10 月 1 日に施行された構造改革特別区域法改正法で株式会社の医療への参入が可能になったにもかかわらず、構造改革特別区域計画の第 6 次認定申請においてはそれを行いたいとする申請がなかった。厚生労働省令で定める要件や基準が厳しいことが株式会社の新規参入を困難にしたからではないか。このため、要件や基準の緩和をすべきではないかとの考え方に対する貴省の見解を示されたい。

以上